

米戸別所得補償モデル事業と取引主体間における米価構成の変化

主席研究員 藤野信之

1 はじめに

民主党農政では、2010年度に米戸別所得補償モデル事業が実施され、米価の著しい低下と、取引主体(参加者)間の米価配分に大きな変化が生じた。

そこで、本稿では、その内容と問題点について検討してみたい。

2 米価の低下とその取引主体別推移

米価の大きな低下は、モデル事業実施前の09年産米から始まっている。これは、08/09年の農林水産省による需要見通しの過大31万トンに起因する生産過剰による08年産米の過剰持越在庫の発生を主因とする余剰基調のなかで発生した。

米の生産者(川上)側の卸売価格であり、各種取引の指標にもなる相対取引価格(以下「相対価格」)は、09年産で年間1,063円/60kg(7.0%)低下し、10年8月には14,106円となった。これに対して10年産では、10年9月のスタート時点でここからさらに1,066円(7.6%)下落の13,040円となり、11月まで3か月続けて低下した。

12月には、①政府備蓄米の積増し(水準適正化+回転積替え)、②集荷円滑化基金を使った飼料用処理の認可等を受け、相対価格が底を打ったが、年産平均価格ベースでは大幅な水準訂正(2千円弱(12.3%)の低下)をもたらすものとなった。

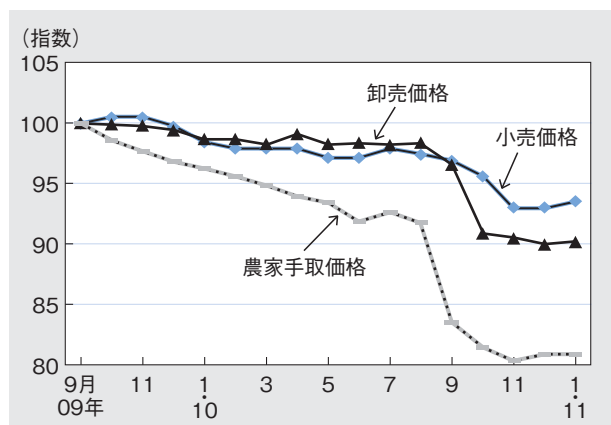
これを受けて、相対価格から消費税、流通経費、包装代を差し引いた農家手取価格も同

様に大きく低下し、09-10年産平均価格は1,500円弱(△14.5%)の水準低下を被ることとなった。

これに対して、複数ブランド精米小売価格の方は、9年産対応期間(09年9月～10年8月)内では、23,208円から22,614円までの2.6%の低下にとどまり、10年産対応期間(10年9月～11年1月)^(注1)でも、22,499円から21,724円までの3.4%の低下にとどまった(年産対応期間平均価格間では△4.2%)。

一方、米の販売者(川下)側の卸売価格であり、小売業者の仕入価格でもある米卸の卸売価格は、日本銀行の企業物価指数(旧「卸売物価指数」)で見ると、9年産対応期間内では1.6%の低下とほぼ横ばいで推移し、10年産対応期間内でも6.6%の低下にとどまった(年産対応

第1図 米の卸小売・農家手取価格の推移



資料 総務省「小売物価統計調査」、日本銀行「企業物価指数(05年基準)」、農林水産省「米の相対取引価格」から筆者作成

(注) 1 小売物価は県庁所在市及び人口15万人以上の市の平均値で、複数原料うち米(5kg袋・精米)のものを、09年9月を100とした指数で表示。
2 卸売価格は精米の企業物価指数で、同じく09年9月を100とした指数。
3 農家手取価格は、相対取引価格から消費税を控除し、流通経費・包装代(2,154円)を差し引いたものの、同じく09年9月を100とした指数。

第1表 米の小売価格構成の変化(60kg当たり試算)

	(単位 円)		
	09年度	10年度	差異
①農家手取価格	11,713	10,263	△ 1,450
②消費税、系統流通経費等	2,847	2,460	△ 387
相対取引価格	14,560	12,723	△ 1,837
③卸・小売さや	6,173	7,049	876
④精米コスト	2,152	2,152	0
小売価格(①～④合計)	22,885	21,924	△ 961
⑤戸別補償(変動部分)	-	1,715	1,715
⑥農家手取価格(変動補償後)	11,713	11,978	265

資料 総務省「小売物価調査」、農林水産省「米の相対取引価格」他各種資料から筆者作成

- (注) 1 農家手取価格は相対価格から消費税、流通経費・包装代を差し引いたもの。
 2 系統流通経費等は09年産は2,154円、10年産は1,854円(農林水産省)。
 3 卸・小売さやは、小売価格(総務省)から①②④を差し引いたもの。
 4 精米コストは玄米価格の10.4%として試算(重量比例で年産間不変)。

期間内平均価格間では△7.3%)。

これは、卸売業者と小売業者が生産者(川上)側の米価下落をそのまま卸売価格、小売価格に転嫁しなかったことを示唆しており、第1図で見ると、その大宗が卸売業者によって収受されたものと推定される。

3 米の小売価格構成の変化

モデル事業が実施された10年産米とその前年の09年産米の小売価格に占める取引主体間構成を試算して、より詳しく見てみよう。

相対価格の低下1,837円/60kgによって農家手取価格が1,450円低下したが、複数ブレンド精米小売価格は961円しか低下せず、その差876円は卸売業者、小売業者が収受したものと

推定される(その過半は卸売業者が収受)。

米戸別所得補償の変動部分は1,715円で確定したが、その大宗は農家手取価格の低下1,450円の埋めあわせに回った。残りの300円は「全農公表の共同計算の直近結果を当てはめると、10年産はコストが300円安く済んだ^(注2)」ことによる系統の川上流通経費減に吸収されたことになる(第1表)。

戸別変動補償を1,715円交付・加算したあとの、変動補償後の農家手取価格(11,978円)を09年産農家手取価格11,713円と比較すると265円のプラスとなる^(注3)。

なお、標準的な生産費と標準的な販売価格との差額1,700円/60kgは、変動補償とは別途「定額部分」として補償・交付されるが、これを加算すると農家手取価格は09年産対比1,965円(2.3%)のプラスとなる。

4 今後の課題と展望

水田面積の約60%でしか稲作を行っていない条件下では、米は常に潜在的過剰基調にあると言ってよい。これに年間77万トンのMA輸入米の存在を加えればなおさらであろう。こうしたなかで、米価は低下基調にあり、その年間低下額を補償しても、川下のバイイングパワーによる取引主体間の力関係によって卸・小売セクターに中間収受される以上、別途に米価の維持策が必要となろう。

<参考文献>

- ・石原健二(2011)「生産支配強める商社」11年3月27日付日本農業新聞
- ・藤野信之(2011)「米戸別所得補償モデル事業の動向」『農林金融』4月号

(ふじの のぶゆき)

(注1)本稿では、モデル事業制度上の米価と補償額(変動部分)が10年1月までの価格で決まることから、10年産価格を1月までの価格で算出、使用する。

(注2)11年2月25日付日本農業新聞記事。

(注3)09年産には経営所得安定対策のなかのいわゆるナラシ(収入変動影響緩和対策)が実施されたが、5品目横断・通算の加入者単位のもので、米部分が特定できないため、試算上は考慮していない。なお、ナラシは10年産米に対しても実施された。